

◆ 組合員申告書による届出に係る添付書類について

	新規取得 (外部転入含む)	内部転入	退職	内部転出	氏名変更	住所変更	公費		口座変更
							非該当	該当	
履歴書又は人事記録の写し	○	○	○ <sup>※5</sup>	○					
年金加入期間等報告書	○								
基礎年金番号通知書の写し	○								
報告明細書又はKUMIAIINデータ (申告書に記入する場合は不要)	○	※4							
年金受給者再就職届及び年金証書	△ <sup>※1</sup>								
組合員証等(被扶養者分も含む)			○	○	○				
国民年金第3号被保険者住所変更届						△ <sup>※7</sup>			
配偶者の基礎年金番号通知書(写)						△ <sup>※7</sup>			
仕送り状況申立書・被扶養者の収入確認できるもの・通帳の写し等						△ <sup>※8</sup>			
資格喪失証明願			△ <sup>※6</sup>						
常勤的非常勤職員に関する証明書	△ <sup>※2</sup>								
雇用契約書 (勤務形態、勤務条件等の記載のあるもの)	△ <sup>※2</sup>								
採用時からの出勤簿の写し	△ <sup>※2</sup>								
公費受給者証(写)	△ <sup>※3</sup>							○	
福祉医療費受給者証未交付に係る申立書又は却下通知書(写)							○		

※1

地方公務員共済組合または国家公務員共済組合が支給する老齢または障害を支給事由とする年金の受給権者が資格取得する場合のみ添付

※2

常勤的非常勤職員の資格取得の場合のみ添付

※3

公費(母子家庭等医療や障害者医療等)に該当する場合のみ添付

※4

原則従前の等級を引き継ぐので不要。ただし即時改定するにはKYUYOデータの提出が必要です。

※5

平成27年10月以降は「履歴書」に代わり、「組合員期間等証明書」を提出していただくことになっていますが、「組合員期間等証明書」に記載すべき事項が網羅されていれば、引き続き「履歴書」の提出も可能です。ただし平成27年9月までに在職期間がある方は、その期間の履歴書等も必要となります。

※6

資格喪失証明書の発行が必要な場合のみ添付

※7

被扶養配偶者がいる場合に添付

※8

被扶養者と別居となる場合のみ添付